

速報！ さくらユウワ通信

ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金

平成 28 年 2 月 5 日より、「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」の公募が開始されました。国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、**認定支援機関と連携**して、革新的なサービスの開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援するもので、平成 27 年度補正予算案で、1020.5 億円が付されました。今回は、概要をお伝え致します。

補助対象者、対象行為

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う**中小企業・小規模事業者**であり、以下のいずれかに取り組むものであること。

1. 革新的サービス・ものづくり開発支援

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5 年で、「付加価値額」年率 3%及び「経常利益」年率 1%の向上を達成できる計画であること。または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。

2. サービス・ものづくり高度生産性向上支援

上記 1. の革新的なサービス開発・試作品開発・プロセス改善であって、IoT 等を用いた設備投資を行い生産性を向上させ、「投資利益率」5%を達成する計画であること。

補助率

1. 革新的サービス・ものづくり開発支援（補助率 2/3）

(1) 一般型 補助上限額:1,000 万円

中小企業が行うサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。※複数社による共同事業は、企業数に応じて補助上限額を引上。

(共同事業の補助上限額：個社の補助上限額×5 社)

(2) 小規模型 補助上限額:500 万円

小規模な額で行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援。

2. サービスものづくり高度生産性向上支援（補助率 2/3）

補助上限額:3,000 万円

IoT 等の技術を用いて生産性向上を図る設備投資等を支援。

※1. 2. 共通

・給与総額増の取組は加点。

・TPP 加盟国等への海外展開により海外市場の新たな獲得を目指す取組は加点。

対象経費の区分	補助上限額	補助率
1. 革新的サービス・ものづくり開発支援 (1) 一般型 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費	1,000 万円	補助対象経費の 3 分の 2 以内
(2) 小規模型 機械装置費、原材料費、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費	500 万円	
2. サービス・ものづくり高度生産性向上支援 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費	3,000 万円	

公募期間は、平成 28 年 2 月 5 日（金）～平成 28 年 4 月 13 日（水）※当日消印有効

詳しくは、中小企業団体中央会のホームページをご確認ください。

【鍋嶋 紗織】